



りんじこう
臨時号

令和6年4月15日(月)
東広島市立乃美尾小学校
保健室

保健室はこんなところですよ

できること

できないこと

ケガの応急手当をする

「いつ・どこで・どんなふうに」ケガをしたのか教えてください。すり傷などは、自分で傷口を洗ってから保健室に来ることができるといいですね。

体調が悪いときに休む

元気に教室に戻れるように、休むことができます。熱があるときや休んでも良くならないときは、お迎えをお願いします。

話を聞いてもらう

悩みや困っていることがあれば、相談してください。話すだけで心が軽くなるかもしれません。

体や心について学ぶ

身長や体重、病気のこと、性のこと…。疑問や不安があれば、聞きに来てください。



薬を渡す

薬は保健室では出せません。家で使っている薬がある人は、自分で持ってきてましょう。



治療をする

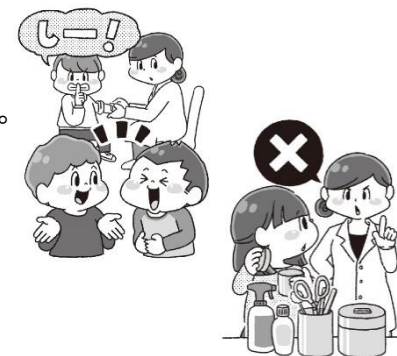
保健室でできることは、応急手当や休養です。ケガや病気の治療は、病院でしてもらってください。また、ばんそうこの貼り替えなどはお家でできてくださいね。



新しい学年になって、1週間が経ちました。疲れは出ていませんか？「早めに寝る」「朝ごはんをしっかり食べる」「ゆっくりお風呂に入る」「好きなことをする」など、自分の体と心を大切に過ごしてくださいね。

守ってください 保健室のルール

- 担任の先生や周りの人に伝えてから利用します。
- 保健室に入るとき・出るときはあいさつをします。
- 休んでいる人もいますので、静かにします。
- 保健室のものは勝手に触りません。
- 借りたものは必ず返してください。



おうちの方へ

日本スポーツ振興センターの 災害共済給付制度が使えます

学校管理下でケガ等をして医療機関にかかったとき、災害給付金として医療費の一部が支給される制度です。入学時に、加入の同意書を提出していただき、在籍の間は継続となります。(転入生の方は、転入時に加入していただいております。)

◆ 学校の管理下でのケガ等が対象です。



- ◆ 保険点数が500点以上の場合が対象です。
- ◆ 医療費の支給は4割、支給期間は10年間、給付金請求の時効は2年間です。
* 他の法令の規定による補償や給付(乳幼児医療費助成制度・ひとり親家庭医療助成制度など)を受けたときの支給は「自己負担額分+医療費の1割」です。
- ◆ 掛け金(年額)の保護者負担額は460円です。6月の集金で集めます。
- ◆ 学校でのケガ等で家庭から病院へ受診されたときは、学校へご連絡ください。必要な書類をお渡しします。医療機関で記入してもらってください。
- ◆ 医療機関から書類を受け取ったら、早めに学校へ提出をお願いします。
- ◆ 医療費給付申請から給付まで2~3ヶ月かかります。